

原子力災害に関する農作物の技術対策

- 1 麦類の収穫について
- 2 ウメについて

福島県農林水産部

1 麦類の収穫について

現在栽培中の麦類の収穫について、農林水産省よりQ & Aが追加されましたので、以下を参考に麦類の収穫に備えてください。

原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ & A」～畑作物～（抜粋）

【現在栽培中の麦類の収穫】

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/hatasaku_ga.html

平成23年6月6日

農 林 水 産 省

Q 現在栽培中の麦類の収穫については、制限はないのですか。

- 1 現在栽培中の麦類の収穫作業を制限することはありません。
- 2 ただし、避難区域では立ち入りが制限されることから、麦類の収穫作業を行うことができませんし、計画的避難区域でも、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、6月から始まる麦類の収穫作業は困難になると考えられます。
- 3 緊急時避難準備区域でも、自主的避難や区域に立ち入る際に常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、麦類の収穫作業についても、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。
- 4 また、出穂・開花時期の大気中の放射線やこれまでに土壌表面に降下した放射性物質の量などからみて必要な地域においては、収穫した麦類について、乾燥調製施設や集出荷施設でサンプルを採取の上検査し、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合には出荷制限を行うことで安全を確保します。

Q 原発の周辺地域での麦類の収穫にあたって、どのような点に留意したらよいですか。

麦類の収穫にあたっては、穂発芽等による品質低下を防止するため、倒伏したほ場の「別刈り」を指導しているところですが、土壌が付着した麦の混入防止の観点からも有効ですので、原発の周辺地域での指導を徹底してください。

Q 麦類を収穫した後に、麦わらをほ場内で土壌と一緒に耕うんしてもよいですか。

- 1 麦類を収穫した後に、麦わらをほ場内で土壌と一緒に耕うんしても差し支えありません。
- 2 なお、福島第一原子力発電所の周辺県の麦わらの放射性セシウム濃度を分析したところ、麦わらを土壌と一緒に耕うんすることによる土壌への影響は限定的であると考えられます。

(参考)

麦わらを土壌と一緒に耕うんすることによる土壌中の放射性物質濃度への影響
(試算)

福島県及びその周辺県に所在する(独)農業・食品産業技術総合研究機構のほ場3地点で麦わら7サンプルを採取し、その分析結果をもとに麦わらを土壌と一緒に耕うんした場合の土壌中の放射性セシウム濃度への影響を試算すると、2~7 Bq / kgの増加となる。

仮に、麦わらの放射性セシウム濃度が今回の測定値の10倍であったとしても、土壌中の濃度の増加は20~70 Bq / kgとなる((注)稲の作付の目安となる土壌中放射性セシウム濃度の上限値は5,000 Bq / kg)

麦わらの放射性セシウム濃度	麦わらを土壌と一緒に耕うんすることによる土壌中の放射性セシウム濃度の増加(試算)
112~371 Bq / kg(生草重量)	2~7 Bq / kg(乾土重量)

(試算の前提)

- ・麦わらの単収は3 トン/10a(生草単収)として算定
- ・土壌の乾土重量は150 トン/10aとして算定(作土層15cm、仮比重1)

(算定式)

土壌中の放射性セシウム濃度の増加(試算)

= 麦わらの放射性セシウム濃度 × 麦わらの10 aあたり単収 / 土壌の10 aあたり乾土重量

【賠償】

Q 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域で麦類の収穫や豆類等の作付ができない場合、賠償の対象となりますか。

区域の性格上、計画的避難区域では、麦類の収穫や豆類等の作付が困難になるほか、緊急時避難準備区域でも、麦類の収穫や豆類等の作付には一定の制約がかかることが想定されます。原子力損害賠償紛争審査会で提示された1次指針では、政府の避難等の指示があったことにより、農業等の事業の継続に支障が生じた場合は、こうした営業損害は損害と認められるとされており、区域の設定により麦類の収穫や豆類等の作付ができない場合には、適切な賠償が行われるものと考えています。

【収穫後の検査】

Q 麦類、豆類等の収穫後の検査はどのように行いますか。

- 1 土壌中の放射性物質や大気中の放射線の量などからみて必要な地域については、収穫後に麦類、豆類等の分析を実施します。
- 2 どこで、どのようにサンプルを検査するかは、土壌の放射性物質や大気中の放射線の量、さらには麦類の出穂・開花時期や麦類、豆類等の生産・流通実態を踏まえつつ、関係県等と相談しながら、検討していくこととなります。麦類については、乾燥調製施設や集出荷施設でサンプルを採取の上検査することとしますが、その詳細については早急にとりまとめお知らせすることとします。

2 ウメについて

ウメの収穫が始まりましたが、果樹生産について農林水産省よりQ & Aが追加されましたので、以下抜粋してお知らせします。出荷制限を受けた場合には、以下内容に留意されますようお願いいたします。

果樹生産についてのQ & A（更新）(抜粋)

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kazyu_seisan_qa.html

平成23年6月9日
農 林 水 産 省

Q1 放射性セシウムは、表土付近に降下しているため、根が深く張った果樹では、土壌から吸収する可能性は低いと聞いていたのですが、福島県（福島市、伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市）のウメで、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。暫定規制値を超えた原因はなんですか。

A1 永年性作物で根圏が深い木本の果樹については、放射性物質は現在表土付近に積もっている状況と考えられるため根からの吸収の可能性は低いと考えられています。

一方、5月28日以降、福島県（福島市、伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市）のウメで暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されましたが、福島第一原子力発電所において爆発のあった3月中下旬は、当該地域においてはウメの幼果期（開花直後の果実が未成熟な状態）もしくは葉が出始めた時期と考えられ、果実や葉に放射性セシウムが付着したことが原因ではないかとも考えられています。

Q11 放射性物質が検出された果実の廃棄方法について、教えてください。

A11 出荷制限が行われている果実の廃棄方法については、以下の「野菜の廃棄方法」に倣って、地域ごとにそれぞれの対応をしてください。

< 野菜の廃棄方法 >

出荷制限措置がなされた野菜の処分については、次のように地域ごとにそれぞれの対応をすることになりました。

1 福島県以外の地域

出荷制限に伴いこれまで保管してあった野菜は、通常の一般廃棄物として処分してよい（埋却、自治体が定める処分方法等）。

なお、農業用被覆資材等についても、これまでどおり通常の産業廃棄物として処分してよい。

2 福島県の地域

[1] 浜通り及び中通り地域（中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域を除く）

出荷制限に伴い保管している野菜は、引き続き、すき込みはせずに1箇所に集めて保管し、処分は行わない。

なお、農業用被覆資材等についても同様に1箇所に集めて保管する。

また、これらの廃棄物の今後の処分方法については、別途、環境省等の関係機関が検討する、当該地域の処分方法の検討結果を踏まえ対応することになります。処分方法が決まりましたら、ご連絡します。

[2] 会津地域及び中通り地域のうち中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域

上記 1の福島県以外の地域と同じ取扱いとなります。

なお、出荷制限措置がなされた果実で、収穫されず樹体に残っている果実については、以下のとおり処理してください。

「野菜の廃棄方法」の2の[1]の地域

落下した果実を可能な範囲で拾い集め、1箇所に集めて保管してください。
処分方法が決まりましたら、ご連絡します。

それ以外の地域

通常の一般廃棄物として処分してください。

3 関連情報

(1) 果樹生産についてのQ & A

(平成23年6月9日更新)が掲載されています。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kazyu_seisan_ga.html

(2) 原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ & A ~畑作物~

(平成23年6月6日更新)【現在栽培中の麦類の収穫】が掲載されています。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/hatasaku_ga.html

(3) 「野菜生産についてのQ & A ~原子力発電所事故を踏まえて~」

(平成23年6月3日更新)が掲載されています。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/yasai_seisan_ga.html

(4) 放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法についてQ & A

(平成23年5月30日更新)が掲載されています。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_haiki.html

(5) 農地土壌中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行について

(平成23年5月27日)が掲載されています。

URL <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/110527.html>

(6) よくあるご質問と回答(野菜、しいたけ、米、牛乳・乳製品、肉と卵)

(平成23年5月23日更新)が掲載されております。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_situmon.html

(7) 原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関するQ & A

(平成23年4月26日更新)が掲載されております。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka_kisei.html

(8) 福島県のホームページに「原子力発電所事故による農産物被害等関連情報」
を掲載しております。

URL http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23692

(9) 農林水産省より「原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ & A」(稲の作付制限
等、平成23年4月29日更新)が掲載されております。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/sakutuke_ga.html

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)

ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ(PDF形式ファイル)

URL <http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gijyutsufukyuu/seiikugijyutsujyohou.html>

モバイル県庁：福島モバイル県庁 お知らせ・各種情報 農業技術情報
(右欄に掲載のQRコードよりご覧いただけます)



モバイル版 QRコード